

音声言語教育の史的展開

—— 中学校（旧制）・高等学校の学習指導を中心に ——

松 岡 繁

（目次）

はじめに

一 中学校（旧制）における実践

- (一) 中学校教授要目（明治三五年）
- (二) 中学校教授要目改正（明治四四年）
- (三) 中学校教授要目改正（昭和六年）
- (四) 中学校教授要目中改正（昭和一二年）
- (五) 中学校教科教授及修練指導要目（昭和一八年）

二 高等学校における実践

- (一) 学習指導要領 国語科編（試案）（昭和三二年）

(二) 中学校高等学校学習指導要領 国語科編（試案）（昭和二六年）

（昭和二六年）

- (三) 昭和三〇年改訂高等学校学習指導要領
- (四) 昭和三五年改訂高等学校学習指導要領
- (五) 昭和四五年改訂高等学校学習指導要領
- (六) 昭和五三年改訂高等学校学習指導要領
- (七) 平成元年改訂高等学校学習指導要領
- (八) 平成一一年改訂高等学校学習指導要領

おわりに

参考文献

はじめに

国際化、情報化へと社会の著しく進展する今日、国語で適切に効果的に表現する能力をどのようにして身に付けていくか、このことが今日的な課題となっていることは周知のとおりである。あらゆる教育の場において、思考力を伸ばし、言語感覚を磨き、表現能力を高めていくという実践の充実が求められているのである。とりわけ、国語科教育への期待は大きいものがあると言わざるをえない。

ところで、国語教育の場において、「話すこと」「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の四分野は、その実践の中核をなすものである。その中でも、「話すこと」「聞くこと」の指導、つまり「音声言語教育」については、今日その重要性、必要性が認識されているものの、なかなか定着しにくいし、その深まりも困難をきわめているのが現状である。

明治三五年の「中学校教授要目」によって、中学校教育は指導面の整備が一段と進展したと言われるが、長い学校教育の歴史の中で、「音声言語教育」は教育課程の上では、どのように位置付けられ、実践がなされてきたのであろうか。明治三五年ごろから平成一五年ごろまでの変遷について、教育課程の上からその展開を概観し、その実態を明らかにしていきたいと思う。

音声言語の指導が、歴史的にどのようなように変遷し、発展してきたのか、またどのような問題点を抱えて今日に至っているのか。その説明が、今後の指導の深まりをもたらすと考えるからである。

一 中学校（旧制）における実践

(一) 中学校教授要目（明治三五年二月六日文部省訓令）

ア 指導内容

中等学校の教育課程が整備されはじめたのは、明治三二年（一八九九）の「中学校令」が制定されたところであるといわれる。明治三四年に公布された「中学校令施行規則」の第三条には、「国語及漢文」の要旨・内容が明示されている。（旧漢字は新漢字にするなど読みやすいようにした。以下同じ。）

○ 国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語科は理解力、表現力をつけるとともに文学上の趣味を養い、人間形成に資するのだというのである。国語科のねらいが明らかにされていて、これ以後の国語科教育の指針となったのである。

この「規則」を受けて発せられた「中学校教授要目」（明治三五年）では、比較的详细な教授内容が示されているが、「国語及漢文」は次のような科目編成となっている。

第一学年では、「講読」、「文法及作文」、「習字」の三科目からなり、「講読」の指導内容として、次の三つの事項が示されている。

読方 国語ハ発音ニ注意シ特ニ方言的発音ヲ矯正センコトヲカムヘシ漢文ハ成ルヘク国語ノ法則ニ従ヒ特ニ

文字ノ用法顛傾等ニ注意セシムヘシ

解釈 成ルヘク口語ト密接シテ語義、文義ヲ正確ニ解釈セシムヘシ

暗誦 読本中ノ佳句、格言、諷誦スヘキ詩歌等ヲ暗誦セシムヘシ

音声言語の視点からみれば、「読方」の指導内容の中に「国語ハ発音ニ注意シ特ニ方言的発音ヲ矯正セシムトヲカムヘシ」とあるが、方言的発音の矯正すなわち標準語の確立等にとどまっている点は、近代日本の国家形成の動きの一環としての当時の時代背景を考えればやむをえないことであろう。また、そうしたことがこの時代の教育に対する要請の一つであったと推測される。

さらに、「教授上ノ留意事項」の中にも、次のような文言がみられる。

○口演ハ別ニ之ヲ挙ケスト雖モ常ニ生徒ヲシテ言語態度ニ留意セシメ又時々生徒ノ学習或ハ経験セル事項ニ就キテ談話解説等ヲナサシメ正シキ国語ノ使用ニ慣レシムヘシ

「口演」は、口頭発表のようなものと考えられるが、「正シキ国語ノ使用」すなわち標準語の使用に慣れさせることが、ここでも眼目の一つになっていることが分かる。

イ 標準語教育の必要性

標準語教育の必要性について、上田万年は「教育上国語学者の抛棄し居る一大要点」(明治二八年講演⁽¹⁾)の中で、次のように述べている。

○私の主張致します中央集権主義だとして、決して各地方の方言の自由を奪ひ去り、これを撲滅してしまはうといふ趣旨ではありません。ただ全国の言語を一統する事を目当てとし、各地方の方言をば此一の中央語に何時でも近づける、又近づくとときには、よくわかるといふ様にさせたいのであります。即ち各地方の方言の自由は、其範圍内にて立派に立ち居るので、猶其上に少し注意すれば、たれが聞いてもわかり、たれが話してもわかるといふ、標準語の心得を教へたいと申すのであります。

さらにまた、「真正の言語」の必要性について述べ、五箇条を示しているが、その中に次のような箇条がある。

○私の唯今申した言文一致の折の談話語は、決して今日の様な乱暴なものではなく、種々の点より彫琢を蒙つた上の者である事

○言文一致とは、必ずしも日常のことば通りに、かくといふ事にてはなき事、読んでわかり、聞いてわかり、書いてわかり、見てわかるを以て標準となす事

話し言葉（談話語）や方言の扱い方、言文一致の在り方等についての考え方が述べられており、明治中期における国語教育における音声言語教育の方向付けの一端をうかがい知ることができる。

ウ 小学校における実践

中学校におけるこのような傾向は、小学校の段階においてもその筋道が明示されている。「小学校令施行規則」（明治三三年）の第三条には、次のように示されている。

○国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス

○尋常小学校ニ於テハ初二発音ヲ正シ仮名ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文ニ及ホシ言語ヲ練習セシムヘシ

この規則では、国語の目標と範囲が一応示され、国語の領域として「読ミ方」「書キ方」「綴リ方」とともに、「話シ方」の考え方が加えられていることは注目してよいことであろう。こうした考え方は、昭和一六年の「小学校令施行規則改正（国民学校令施行規則）」まで継続されていくことになるのであるが、「小学校教則大綱」（明治二四年）において示された談話指導や言語練習が、ここにおいて一層強調されたといえる。

もちろん、ここでいう「普通ノ言語」とはいうまでもなく、「標準語」のことであり、「発音ヲ正シ」「言語ヲ練習セシムヘシ」とあるように、標準語、発音矯正の学習が重要な学習課題であり、国語科教育の中に明確

に位置付けられているのである。しかし、具体的に明瞭な指示内容は示されておらず、実践活動の困難さが推測される。

Ⅰ 高等女学校における実践

また、高等女学校においても、中学校と同じような方針で実践されていたことが、「高等女学校教授要目」（明治三六年）によって分かるのである。

この「要目」では、国語は「講読」、「文法及作文」、「習字」に分かれ、「講読」の指導内容は、「読方」「解釈」「暗誦」の三つで構成されている。「読方」には「発音ヲ正確明瞭ニシ句読正シク読マシムヘシ」とある。さらに「教授上ノ注意」の中には、次のような文言がある。

○訛言ハ初ヨリ嚴ニ之ヲ矯正スヘシ

○口演ハ別ニ其ノ目ヲ挙ケスト雖生徒ヲシテ時々其ノ学習或ハ経験セル事項ニ就キテ談話解説等ヲナサシメ特ニ言語態度ニ留意シ思想感情ノ明瞭温雅ナル表出ニ慣レシムヘシ

ここで、この当時の言語活動の一端がうかがえる高等女学校の学校行事の例をみることにする。

明治三九年校友会（明治四〇年一月一二日）

……十時を告ぐるや、名残り惜しくも一同は大広間の演台を中心として席を作り、談話を聞く事となりぬ。其順序は左の如し。

一 開会の辞

会長の君

一 談話

時間不足のため此の次ぎによと残し給ひし前回旅行談に付いていと懇なる批評の辞をたまはりぬ

会長の君

一 談話

今日の壮大なる絵はがき陳列会の報告及び絵端書の価値に付ての委しき

御話しなりきよりて会員一同絵はがきを愛する心一しほ高まりぬ

中村先生

一 朗読 (閑夜の読書)

本二

一 談話 (憐なる少女)

専一

一 朗読 (人の運命)

専二

一 対話 (半交り江戸っ子)

本一 七名

一 音楽 (楠公)

本二

一 英語誦 (白鳥とからす)

本四

一 朗読 題は小野小町草紙洗なりしが表情ある朗読をなし給ひしたため、其面白さ一方ならざりき。

丹下先生

一 音楽 (新年)

本三

一 蜜柑投げ

一 活人画 (小督局) 此日中の花とや云はん

本三

一 朗読 (読書の楽)

本一

一 談話 (夢のはなし)

専二

一 対話 (国語に付て)

本四 四名

一 暗誦 (楠正行と其母)

本二

一 英語誦 甚だ巧にして立板に水を流すが如くなりき

本三

一 右解釈

本三

一 談話 (熊沢蕃山)

本四

一 談話

影浦先生

凡そ二時間に渡りて石田三成は世に伝ふる如き奸人ならざる旨を懇々としてさとされ、其末路の悲哀なることを満腔の同情をよせつつ語られたり。会員一同感涙にむせばざるはなかりき。

右の順序によりて最も敏捷に行はれ此一日を愉快に過したりき。

(明治四〇・三・二日発行 愛媛県立高等女学校「校友会雑誌第二号」⁽²⁾)

この学校行事においては、「談話」等が多く取り入れられているが、その実施に当たっては、先に引用した「高等女学校教授要目」の「教授上ノ注意」にあつたように、方言・訛音・言語態度などの指導が意図的になされたものと推測される。

(二) 中学校教授要目改正 (明治四四年七月三十一日文部省訓令)

この改正で、「国語及漢文」は、「国語講読」、「漢文講読」、「作文」、「文法及習字」の五科目となつた。「国語講読」では、次のように示されている。

○口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雜フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足り話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシ
また、「国語講読」では、「読方及解釈」「話方」「暗誦」「書取」の四つの指導事項が示されている。その中の「話方」では、次のような指導内容が明示されている。

○主トシテ読本所載ノ事項ニ就キ談話ヲ練習セシム其ノ際発音ニ注意シ方言・訛言ヲ矯正センコトヲカムヘシ
この指導内容は、第一学年から第五学年に至るまで設定されている。しかし、あくまでも、読本を中心とした方言や訛音の矯正指導といった範囲にとどまるものである。その点では、明治三五年の「教授要目」の延長線上にあるものであり、音声言語の指導といつても、指導内容は限定されたものであつたといつてよい。

このように、明治期の「話方」教育は、教材をもとにした話し方の学習であつて、そのねらいは標準語の練習をさせ、方言・訛音の矯正が目的であつたのである。生徒の思考力や批判力を養い、自己の表現力を高めるといった音声言語能力の育成を図るという点では、本来の実践からは遠く離れていたのである。

つまり、読本に従属されたもので、読本の読み方・意義を授け、その後で読本の文章についての談話・解説を実施するという域を出なかつたことが分かる。標準語の習得が重要な位置を占めていたのである。

しかしながら、注目しなければならないのは、「国語講読」の中の「話方」が、指導内容の一つの領域、分野として位置付けられてはいないが、中学校における国語科教育において正式に取り上げられたことである。これは、「教授要目」に示されたものとしては最初のものであり、その点において意義深いことであつた。

(三) 中学校教授要目改正（昭和六年二月七日文部省訓令）

教科名が「国語及漢文」から「国語漢文」となり、科目として「国語講読」、「漢文講読」、「作文」、「文法及習字」の五科目構成となっている。これは、明治四四年改正の要目と同じ構成である。

「国語講読」の指導内容としては、次のような文言がみられる。

○国語講読ハ読方及解釈・話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ文章ノ模範タリ而シテ国体ノ精華、民俗ノ美風、賢哲ノ言行等ヲ叙シ以テ健全ナル思想、醇美ナル国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ、文芸ノ趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ、日常ノ生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルベシ

さらに「注意」として、四項目を掲げているが、第一項目には次のように定められている。

○国語漢文ノ教授ニ際シテハ常ニ生徒ノ思想感情ヲ啓発陶冶シ之ニ由リテ高尚ナル人格ヲ成シ特ニ愛国的精神ヲ養ハンコトヲ期スベシ

指導内容に「話方」が入っていることは、明治四四年のものと同じであり、方言・訛音の指導についても引き続き指導対象となったのである。むしろ、ラジオ等の普及により、標準語教育の必要性は従前以上に切実さを増してきたのである。

ところで、昭和初期の「話方教育」の実情の一端について、小学校訓導であった奥野庄太郎は『話方教育の原理と実際』(昭和二年)⁽³⁾の中で次のように述べている。

「国語教育の各部面の中に於て、未だ開拓されないものに話方の教育がある。話方の教育は国語教育として、実に重要な教育である。特に言語発表の方面に於て欠陥を有する我が国民にとっては、一層重要な問題である。のみならず、今や言語発表は時代の国際的要求である。時代の要求はこれを迫つてゐる。人間と社会の幸福創造の爲には、今後はどうしてもこの話方の世界が必要である。しかるにこの方面に於ける研究が、何等行はれてゐない。……」

「教授要目」の中で「話方」が導入されてはいるが、実際の現場では指摘されているように小学校の段階においてさえ認識は薄かったことがうかがえるのである。

なお、奥野庄太郎には『聴方教育の原理と実際』⁽⁴⁾という著があるが、その中で「聴方」に注目して、よく話すためにはその前段階としてよく聴くという活動がなければならないことを強調し、その指導法について具体的に提案している。音声言語教育が「話方」だけでなく、「聴方」の方面も加えなくてはならないということを指摘していることは、注目に値するものである。

(四) 中学校教授要目中改正 (昭和十二年三月二七日文部省訓令)

ア 指導内容

この改正において、「国語漢文」の目標が次のように示された。

○国語漢文ニ於テハ国語ノ理会及応用ノ能ヲ得シメ漢文ノ読方及解釈ノ力ヲ養ヒ特ニ我ガ国民性ノ特質ト国民文化ノ由来トヲ明ニスルコトニ注意シ国民精神ノ涵養ニ資スルコトヲ要ス
さらに、授業科目について、次のように解説している。

○国語漢文ハ国語講読・漢文講読・作文・文法及習字ヲ課スルモノトス国語講読ハ読方及解釈・話方・暗誦・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ醇正ナル国語ニ採リ国体ノ精華、国民ノ美風、偉人ノ言行等ヲ叙シテ国民精神ヲ涵養スルニ足ルモノ、世界ノ情勢ヲ知ラシメテ円満ナル国民的常識ヲ養成スルニ足ルモノ、文学趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ等タルベシ

音声言語指導の視点からは、「注意」事項に次のような文言がある。

○話方ハ方言訛語ヲ矯正シ醇正明晰ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ尚敬語ノ用法ニ就キテモ適當ニ指導スベシ
科目の設定等においては、ほぼ前回の改訂を引き継いでいるが、内容的にはこの年代における国語科教育の置かれている立場がよく分かるものとなっている。昭和一〇年ごろから、日本の教育は、国粹主義の方向へ次第に向かうことになったのであるが、国民性の特質、国民文化の由来、国民精神の涵養といった理念が、より一層重視されるようになっていく様子をうかがい知ることができる。

また、音声言語の指導面においても、「方言訛語ノ矯正」は、従前どおり国語教育の中で大きなウェイトを占め続けていたことが分かる。

イ 「醇正ナル国語」について

ただ注目すべき点は、「醇正ナル国語」「醇正明晰ナル国語」という文言が強く打ち出されていることである。この「醇正ナル国語」については、「中等学校改正教授要目の趣旨」(昭和一二年文部省解説)⁵⁾で、次のように

方針を説明している。

○「醇正ナル国語」といふのは、必ずしも大和言葉といふ意味ではない。生硬な翻訳文や難吃な漢文書下し文等でない事を意味して居る。国民感情と調和した言語、国民感情を基礎として表現された言語という程の意味である。

○以前の要目には「文章ノ模範タリ」とあつたが、中古文や上代の文章を今日の中学校生徒に文章の模範たりといふのは妥当でないから改正したものである。

ここから考えられることは、「醇正ナル国語」とは、分かりやすく美しい日本語というほどの意味であろう。そこには、国語を国民の言語の生活の中に見いだしていこうとする姿勢がうかがえる。それは、「話方」の指導においても要求されていることであり、「醇正明晰ナル国語」の文言には、その指導の在り方が指示されているのである。

柳田国男は、その著『国語の将来』⁽⁶⁾で「国語の愛護」に触れ、次のように述べている。

○私は行く／＼この日本語を以て、言ひたいことは何でも言ひ、書きたいことは何でも書け、しかも我心をはつきりと、少しの曇りも無く且つ感動深く、相手に知らしめ得るやうにすることが、本当の愛護だと思つて居る。

さらに、「国語教育への期待」(昭和一〇年講演)⁽⁷⁾の中で「話方」が「よそ行きの話方」であつてはならず、「平日の入用」に役立つ「言ふ」と「聴く」ことの教育の大切さを説いている。

この「醇正」な話し方の指導には、日常生活の言語の中にそのあるべき姿を見いだしていこうとする考え方がみられるのであるが、話し言葉を重要領域とする柳田国男などの言語活動主義の一端をうかがい知ることができるのである。

(五) 中学校教科教授及修練指導要目 (昭和一八年三月二五日文部省訓令)

ア 指導内容

昭和一六年の「小学校令改正」(国民学校令)により、小学校が「国民学校」に改められ、国民科の中に国語科が位置づけられたが、中学校においても、「国語漢文」は、「国民科国語」として、修身・地理・歴史とともに国民科の中に統合された。

公示された要目の中から、該当部分を抜き出してみることにする。(高等女学校も同趣旨の要目が発せられた。)

「教科教授要目」の「教授要旨 国民科」では、次のように示されている。

○国民科ハ我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ国体ノ本義ヲ闡明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシメ実践ニ培フヲ以テ要旨トス

○国民科国語ハ正確ナル国語ノ理会ト発表トノ能力ヲ養フト共ニ古典トシテノ国文及漢文ヲ習得セシメ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養シ我が国文化ノ創造発展ニ培フモノトス

○国民科国語ハ講読、文法、作文及話方ヲ課スベシ

国語という教科の中で、指導内容の一つの領域・分野として初めて「話方」が独立して設定されたのである。音声言語教育の視点から、教授上の留意点となっている箇所を取り上げてみると、その特色が浮かび上がってくる。

「教授事項」

四 話方ハ各自ノ生活ニ即シテ思想・体験ノ正確ナル発表聴取ヲ訓練シ醇正ナル国語ノ使用ニ習熟セシメ敬語ノ使用ニ慣レシムベシ

「教育上ノ注意」の項では、きわめて詳細な解説がみられる。

一 講読・文法・作文及話方ハ常ニ相互ノ関連ヲ緊密ニシテ指導スベシ

一 話方ハ時・処・位ニ応ジテ適切ヲ期シ時ニ真実ヲ尊ビ言責ヲ重ンズルノ精神ヲ養フベシ

一 話方ニ於テハ訛音・訛語ヲ矯正シテ醇正ナル発音・語彙・語法ニ習熟セシムルト共ニ適正ナル話方・聴方ノ姿勢態度ヲ修練セシムベシ

一 話方ハ特設セル時間ニ於テノミナラズ学校生活ノ全般ニ互リ之ガ修練ニカムベシ

なお、「作文及話方」は、第一学年及び第二学年において毎週一時間が配当されている。

イ 「話方」教育の占める位置

今回の改訂は、昭和一八年という時代背景を考えると、実際にどの程度実践されたかを疑問視する向きもあるが、国語科教育の変遷の中で際立った特色を示していることは事実である。特に、音声言語に関する新生面を切りひらいたものであり、極めてユニークなもので記念すべき内容となっている。現在の高等学校での実践の先がけになっている点も多く、種々の示唆に富むものである。その特色をまとめてみると、次のようなことになろう。

一 「話方」を国語科の独立した分野（領域）としてとらえていること。今までは、指導事項の一つとしての位置づけであった。

二 「話方」が、講読、文法、作文とともに学習指導内容の一分野として位置づけられたこと。（小学校では、「読ミ方」「綴リ方」「書キ方」「話シ方」の四つに分けて編成されている。「話シ方」が一領域として導入されたということには、言語活動主義の影響を強く見ることができるといえる。）

三 「相互ノ関連ヲ緊密ニシテ」とあるように、音声言語指導と文字言語指導との相互関係を明確にしたこと。

四 「適正ナル話方・聴方ノ姿勢態度」の修練とあるように、聞き方に関する指導を提示し、聞くことの分野

を取り上げたこと。

五 「話方」に関する指導は、特設の時間だけでなく、学校生活全般にわたって指導すべきことを示したこと。

六 音声言語の分野で、各自の生活に即した生活言語を重視しようとする姿勢がうかがえること。

ウ 小学校における実践

こうした中学校での指導内容に対して、小学校の場合はそのような内容になっているのであろうか。「話方」教育のねらいがよく分かる表現が「小学校令施行規則改正（国民学校令施行規則）」（昭和一六年）にある。

（教科及科目）

○ 話シ方ニ於テハ児童ノ自由ナル発表ヨリ始メ次第ニ之ヲ醇正ナラシメ併セテ聴キ方ノ練習ヲ為スベシ

○ 話シ方ハ主トシテ読ミ方綴リ方等ニ於テ之ヲ指導シ尚各教科諸行事等ニ現レル事項ヲ話題トシテ練習セシ

メ實際的効果ヲ挙グルニカムベシ

○ 発音ヲ正シ抑揚ニ留意シ進ミテハ文章ニ即シテ適宜語法ノ初歩ヲ授ケ醇正ナル国語ノ使用ニ習熟セシムベシ

○ 他ノ教科及児童ノ日常生活ニ於テモ醇正ナル国語ヲ使用セシムルコトニ留意スベシ

○ 我が国語ノ特質ヲ知ラシメ国語ヲ尊重愛護スルノ念ニ培ヒ其ノ醇化ニカムルノ精神ヲ養フベシ

「読ミ方」「綴リ方」「書キ方」の指導内容に比べてみると、「話シ方」の指導内容の説明が詳しく、その指導に力を入れていたことがよく分かる。小学校の「話シ方」教育のねらいは、児童にまず自由に発表させることから始めて次第に慣れさせ、「醇正ナル国語」にまで高め日常生活でも使用できるようにさせることであつたといつてよい。なお、「醇正ナル国語」については、昭和一二年の文部省解説にうかがうことができることは、先に述べたとおりである。

ところで、文字言語と音声言語との連携等指導の筋道についても、「国民科国語 教師用書 文部省編」に

おいて次のように述べている。

「一面には『読み方』指導に即して基礎練習をなさしめ、一面には児童の自由な発表を『綴り方』と結んで音声言語の醇化をはかり、更に各教科の指導及び児童の生活に即して絶えずよき言語を躰けることを心掛くべきである。」

音声言語の指導において、生徒の心情を大切にしようとする新しい在り方がうかがえることは注目すべきである。

工 指導事例

こうした小学校及び中学校での音声言語への取組が、どのように方向付けられていたのか、一例を挙げることにする。広島高師教諭山根安太郎の「作文・話方教授」(昭和一九年⁽⁹⁾)では、「話方指導の問題」として、次のような項目を挙げている。

○国語の醇正化と話方教育 ○待遇関係の体得 ○語感訓練 ○話方指導上の要点―指導体系編成上の留意点 ○啓培より鍛錬へ ○指導方式(この後に「作文・話方指導体系」が記されている。)

「錬成項目」の項では、基本的錬成として

- (イ)発音の正確 (ロ)アクセントを挙げ、実際の錬成には、(イ)姿勢・態度 (ロ)用語・文体の統一 (ハ)声の断続
(ニ)声の速度・抑揚・緩急 (ホ)言葉づかひ (ヘ)真実の表現と用語の選択 (ト)主題の決定 (チ)構想
を挙げている。

非常時の時代にあつて、改正された教授要目の主旨をとらえ、現在でも活用できる錬成項目を設定するなど、指導上の指標となるべきものを如実に示している。

以上みてきたように、今回の「要目」は、思想を教える国語教育という一面をぬぐい去ることはできず、国

策としての国家主義の傾向が濃厚に出ているものである。皇国民としての鍊成という教育の目標に巻きこまれずにはいられなかったのである。東亜共栄圏の指導者としての共通語である国語、その指導者として各自が醇正な国語力を養っていく必要があったともいえる。

ともあれ、やがて戦争後アメリカの経験主義に基づく教育が導入され、聞く・話すという音声言語教育が実施されたが、国民科国語の「話方」教育は、それに比しても極めて新鮮でざん新なものであった。今後の音声言語教育の推進に当たって、参考にしていかなければならない点は極めて多い。

二 高等学校における実践

(一) 学習指導要領 国語科編 (試案) (昭和二十二年二月二〇日文部省発行)

この要領(試案)は、小・中学校を対象にしたものであるが、戦後の新しい国語教育の萌芽となったもので、国語の授業実践の筋道を示したものとなっている。その中から音声言語に関する部分を抜き出してみると、次のような文言がみられる。

第一節 まえがき

一 範囲

新しい中学校の国語教育には、次の五つのしごとが考えられる。

(一) 話すこと (二) つづること (作文) (三) 読むこと (文学をふくむ) (四) 書くこと (習字をふくむ) (五) 文法

第二節 話しかた

一 範囲

中学校の話しかた学習指導の範囲のなかにあるおもな事項を拾ってみると、次のようになる。

(一) 対話

問答 会話 話しあい

(二) 独語 (三) 朗読 (四) 演劇

そのほかに、あいさつとか、電話をかけるとか、人を紹介するというようなことも考えられる。

四 方法に対する一般的注意

話しかた学習指導の機会はずねにあるはずであるが、教師の指導があまりきびしく、こまかすぎて、いわゆる「ことばとがめ」に終始しているならば、かえって話しかた学習に対する興味を失い、生徒を沈黙させてしまうことになる。この期の生徒にとっては、もっと自由な、みずから討究するようなふんいきがたいせつである。いいたいことを発表した後、話にまちがいがあればこれを訂正する。教師はむしろ指示を与えるだけでよい。

「話しかた」の範囲の分類でも分かるように、現在重視されている「会話力」を高める学習における「話しあい」や「会話」は独立した領域としては考えられていなかったのである。また「演劇」が取り上げられていることは、今日から考えるとやや奇異に思えるが、当時の時代風潮からすれば納得させるものがある。

「一般的注意」の記述は、極めて平易なものとなっている。これも今日的な視点からみれば当然すぎることのようにあるが、当時ではこうしたものの考え方が指導上必要であったと思われる。

この指導要領においては、随所に「ことばの生活」に注目し、社会生活に役立つ力を身につけることやことばの効果的な使用や習熟に心掛けること等が強調されている。

(二) 中学校高等学校学習指導要領 国語科編 (試案)

(昭和二六年一〇月一日文部省発行 昭和二六年度から実施)

科目構成

必修 国語 (甲) (9)

選択 国語 (乙) (2) (6) 漢文 (2) (6)

()内は単位数。以下同じ。

ア 指導内容

この要領は、高等学校の学習指導要領としては初めてのものである。もちろん、新制高等学校の国語科をはじめとする教育課程に関する通達については、次に示すものがすでに発せられている。

○新制高等学校の教科課程に関する件

昭和二二年四月七日 (昭和二三年度から実施)

必修 国語 (9)

選択 国語 (6) 漢文 (6)

○新制高等学校教科課程の改正について

昭和二三年一〇月一日 (昭和二四年度から実施)

必修 国語 (9)

選択 国語 (2) (6) 漢文 (2) (6)

○高等学校教科課程の一部改正について

昭和二四年六月二五日

必修 国語(甲)(9)

選択 国語(乙)(2)～(6) 漢文(2)～(6)

(この一部改正において、はじめて教科・科目の考え方が取り入れられている。なお、教科課程は後の教育課程と同義に用いられている。)

この学習指導要領(試案)の中では、学習指導の新しい方向付けがなされている。例えば、国語の授業の在り方について、次のような解説がみられる。

二 国語科はどんな方向に進んでいるか

「国語の教育課程は、読み方・作文・文法という科目に分れず、学習活動が総合的に展開されるよう組織される方向にある。」(かつては、文法を文法として学習し、作文は作文として学習したのであるが、現代は、それらの活動を、一つの総合された学習の中に織り込んでいこうとする。聞くこと、話すこと、読むこと、書くことが、生徒の必要と興味と能力とに応じて選ばれた主題のもとに展開される。このような主題の解決を中心として、生徒の聞く、話す、読む、書くの技能が高まっていくな。文字を主とした単元であっても、なんらかの形で、聞く、話す、書く技能の訓練を含むようなくふうをする。これが今後の新しい国語学習指導の形態である。)(傍線は引用者。)

このような方向付けのもと、必修科目「国語(甲)」は毎年三単位とし、聞くこと、話すこと、読むこと(古文、漢文を含む)、書くことの四領域が設定されている。そして、それぞれの領域は、単独に指導するのではなく、「単元学習」の一環として授業に組み込まれたのである。

この指導要領の中で、「聞くこと」「話すこと」の叙述は詳細をきわめている。

例えば、「聞くこと」については次のような構成になっている。

(六) 学習指導上の注意

(五)の具体的目標では、一三三項目の到達目標を掲げている。

また、(二)の経験の種類では、次のような五種類を挙げている。「1 独話 2 朗読 3 対談 4 会話 5 討議・討論」さらに「話し合い」の種類として「イ グループディスカッション ロ パネルフォーラム (代表討議) ハ シンポジウムフォーラム ニ デベート」を挙げている。「デベート」を取り上げている点など、今日においても重要視されている分野であり、注目されてよいものである。このように、音声言語教育の「話すこと」「聞くこと」の学習は、飛躍的に発展していく素地ができたのである。

イ 単元学習の推進

ところで、昭和二六年の学習指導要領の「一般編」の中で、「単元学習」の推進について、次のようにその方向付けをしている。

「単元学習とは、児童・生徒のさまざまな必要、関心、目的、問題などのうち、教育的に見て価値のある典型的なものをとらえ、それによって一連の活動を営ませ、生活経験が、目的に向かって高まるよう指導していくことである。……児童・生徒の当面している問題を中心にして、その解決に必要な価値ある学習活動のまとめであり、系列であるということが出来る。」(傍線は引用者。)

もちろん、「一連の活動」とは、国語科の場合にあてはめれば、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの諸活動を指しているのである。

しかし、戦後強力に導入された、経験主義に基づく「単元学習」では、学習活動が盛んになるわりには、基礎学力が十分に育成されないという批判が強くなってきた。基礎学力としての漢字力や読解力の不足が指摘されることとなり、漢字、文法、読解力等について、継続的、系統的に指導を強めようという機運が高まってきた。

たのである。こうした批判に対処するため、学力不足は経験学習が十分に徹底されていないためと判断し、この「国語科編」の中で、事例を示してその推進を図ったのである。

例えば、「高等学校の国語科の単元の例」として、第一学年「古典はわれわれの生活とどんなつながりがあるか」、第二学年「短編小説」、第三学年「国語・国字をよりよくするにはどうしたらよいか」を事例として示している。そして、能力表を領域別・学年別に提示したのである。

また、昭和二九年には、『中学校高等学校学習指導法 国語科編』（文部省 明治図書）が刊行され、指導法全般にわたって解説し、指導の充実を求めている。「言語技術の学習指導」のうち「聞くこと、話すことの学習指導」（二二二ページ）について、次のように具体的な指導方法を挙げており、その当時の指導方法の実態やその方向付けがうかがえるものとなっている。

- (一) 聞き方の不確実な生徒を、どのように指導したらよいか
 - (二) 話合いに参加しようとしめない生徒を、どのように指導したらよいか
 - (三) 大ぜいの前での話し方については、どのように指導したらよいか
 - (四) 話合い・会議・討論のしかたについては、どのように指導したらよいか
 - (五) 司会のしかたについては、どのように指導したらよいか
 - (六) 研究発表を聞き流さないようにするには、どのように指導したらよいか
 - (七) 調査したり、まとめたりしたことの発表は、どのように指導したらよいか
- しかし、「話すこと、聞くこと」等の指導において、その定着を図ることは容易ではなかったことが、次の例からも理解できるのである。その当時の話し言葉の教育の実態について、国語学者の大石初太郎は「話しことばの教育についてあらためて真剣に考えてみよう」（昭和二八年¹⁰）の中で、次のように述べている。

○終戦前の国語教育にくらべて、終戦後のその最も大きな変化は、話しことば―話し、聞くことば―の教育が、前面に大きく立ち現れたことだった。

○終戦をさかい目として文学教育・作文教育は一挙に後退して、満ち潮のさすように話しことば教育の勢いが盛りあがってきたのだった。そういう形勢が今また変化して来ているではないか。

○われわれもこの際大いに緊張して、話しことば教育の健全な発達のために、あらためて認識をたしかにし、覚悟を固くしなければならぬだろう。

終戦を境目として、単元学習の実践とともに勢いの盛り上がっていた話し言葉の教育がようやく後退のきざしを見せはじめたころの論である。

(三) 昭和三〇年改訂高等学校学習指導要領 国語科編

(昭和三〇年一月二六日文部省発行 昭和三一年度から学年進行により実施)

この学習指導要領は、昭和二六年に発表されたもののうち高等学校に関する部分を改訂したもので、試案の文字が消えたものとなっている。

科目構成

必修 国語 (甲) (9)～(10)

選択 国語 (乙) (2)～(6) 漢文 (2)～(6)

必修科目「国語(甲)」の「内容」の項で、次のような解説がある。

○国語(甲)で指導する内容は、書きことば、話しことばをよりどころとして、読むこと、書くこと、聞くこと、話すことを学習させるにある。

○聞くことの学習では、講義・講演・討論・会議、ラジオなどに関する学習を行い、話すことの学習では、発表・報告・討論・会議・対話・会話・放送などについての学習を行う。

そして、学習を確実にするため、次のような実施時間の目安を提示している。

現代文 $\frac{3}{10}$ ないし $\frac{4}{10}$

古文 $\frac{2}{10}$ ないし $\frac{3}{10}$ 漢文 $\frac{2}{10}$

話し方・作文 $\frac{2}{10}$ ないし $\frac{3}{10}$

話し方固有の時数等の言及はないが、実施時間数の目安が示されたのは初めてのことであり、その意義は大きい。そして、さらにその趣旨の徹底を図るため「留意事項」では、次のように注意を促している。

○学習指導にあたっては、目標の達成に留意して、なお聞くこと、話すこと、読むこと、書くことにわたり、均衡のとれた学習を行うようにくふうすること。聞くこと、話すこと、書くことの指導の面がおろそかなりやすいから、いろいろな学習の展開において、適宜これを行うほかに、主として、表現力を養う学習の適切な計画を立てて、実施する。

今回の改訂においては、「聞くこと、話すこと」の学習の大筋は示されているが、前回のものと比べてみて、叙述がきわめて簡単であって指導目標等も明確なものとはなっていない。

(四) 昭和三五年改訂高等学校学習指導要領

(昭和三五年一〇月一五日告示 昭和三八年度から学年進行により実施)

(今回から「文部省告示」となる。)

科目構成

必修 現代国語(7) 古典甲(2)又は古典乙Ⅰ(5)

選択 古典乙Ⅱ(3)

ア 基本方針

国語科の改訂においては、技術革新の時代の基礎学力の向上のために、現代国語の読解力及び作文の能力の向上を図り、また、古典を系統的に学習させることを目指して、「現代国語」「古典甲」「古典乙Ⅰ」「古典乙Ⅱ」の四科目となったのである。

「改訂の基本方針」⁽¹⁾の中で「特に基礎学力の向上のために現代国語の読解力および作文の能力の向上を図るべきこと、また、古典を系統的に学習させることを重んじるということ」と述べている。新しい科目である「現代国語」誕生の趣旨が明確に打ち出されたのである。

また、「教科・科目」の改善の方針の中で、「『現代国語』は、すべての生徒に毎学年共通に履修させるものとし、その内容は、現代文および話し方、作文を中心とし、文学的内容だけに片寄ることなく、理論的な表現や理解をも重んじること」とあり、この科目の方向付けがなされているのである。

この改訂では、「現代国語」及び「古典甲」または「古典乙Ⅰ」を必修科目としているが、「現代国語」の成立は、高等学校国語科の分野では初めてのことである。大正末期以降続いた「現代文」を重視しようという傾向は、ここに至って大きな結実となったのである。そして、この当時国語学力の低下が、主として、文字力・読解力・作文力についていわれ、経験主義の単元学習における指導系統の弱さが問題となってきたのである。

イ 指導内容

今回の改訂では、各科目ごとに、「1目標」「2内容」「3指導計画作成および指導上の留意事項」が設けられた。「現代国語」は「聞くこと、話すこと」「読むこと」「書くこと」及び「ことばに関する事項」の三領域

一事項から成り、三領域ごとに、指導事項とジャンル別の学習活動とが、「ことばに関する事項」では、指導事項と考慮事項とが挙げられている。

また、各領域の学習については「相互に関連させて、有機的に指導し、片寄りのないようにすること」の必要性を述べている。関連学習が強調され、単元学習の実践は後退しはじめたことを示しているともいえる。

このことは、単元学習の場合でも、目標を明らかにし、内容を充実させ、評価の方法を確かにするることによって効果的な学習となりうることを示唆しているといってもよい。

ところで、「現代国語」の「2内容」(聞くこと、話すこと)について、次の事項について指導するものとした。

ア 生活におけるいろいろな話の場に慣れ、自信と落ち着きをもつて聞いたり話したりする態度を養うこと。

イ 明確に思考する能力を身につけ、事実と意見をはっきり区別して聞き、また発表する態度を養うこと。

ウ いろいろな会議、討議などに参加して、積極的、建設的に発言するとともに、進行に必要な役割を勤めること。

エ 話の目的や種類に応じて正しく聞く態度や技能を養うこと。

オ 強調された語句や材料および構成に注意し、全体の主題を確実に聞きとること。

カ 豊かな話題をもち、話の目的や聞き手に応じて、適切で明確な話題を選ぶこと。

キ 材料を整える能力を養い、確実に生き生きとした材料によって主題を展開させて話すこと。

ク 聞き手から望ましい反応を得るように話全体を組み立てて話すこと。

ケ 語句を豊かにし、音声に注意し、正しく適切な表現をくふうして話すこと。

以上の事項からでも分かるように、前回の三一年改訂に比べてみると、きわめて具体的に、各方面からの注意事項が指摘されている。「聞くこと、話すこと」に関しては、その点で昭和三一年の改訂と昭和二六年の改訂との中間に位置するものであったといえる。

なお、実施時数については、「聞くこと、話すことを主とする学習には、各学年とも年間授業時数の $\frac{1}{10}$ 程度を充てることが望ましい。」とその定着を促している。

(五) 昭和四五年改訂高等学校学習指導要領

(昭和四五年一〇月一五日告示 昭和四八年度から学年進行により実施)

科目構成

必修 現代国語(7) 古典Ⅰ甲(2)または古典Ⅰ乙(5)

選択 古典Ⅱ(3)

「国語に関する改善の具体方針」⁽¹²⁾の一つとして、次のような項がある。

『現代国語』は、現行どおりすべての生徒に履修させるものとし、国語の表現や理解に関する基礎的な能力を高めるための指導がいつそう適切に行われるようその性格、内容、構成等について検討すること。なお、その際作文や話し方の能力を向上させること、および論理的な文章の読解力を伸ばすことを特に重視すること。と「現代国語」の具体方針を示している。

各科目は、それぞれ「1目標」「2内容」「3内容の取り扱い」の三項目に分かれている。そして、各科目の目標には「言語感覚を豊かにし」という文言が入れられている。

「現代国語」の「内容」は「A聞くこと、話すこと」(ア〜クまでの八項目を挙げて指導の徹底を図っている。)

「B読むこと」「C書くこと」の三領域からなっており、「ことばに関する指導」については、項目として特別に設けられておらず、各領域の中で指導することとなり、「3内容の取り扱い」の(8)において、次のように簡単に触れているだけである。

ア 文章、文、語句などについては、中学校の指導の上に立って、内容のA、B、Cの指導の中で深めるようにすること。

イ 言語の役割、国語の変遷、国語の特質などについては、主として内容のBの指導の中で触れるようにすること。

三五年改訂の「3指導計画作成および指導上の留意事項」(3)に

「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの学習は、相互に関連させて、有機的に指導し、片寄りのないようにすることが必要である。」

とあり、関連学習が強調され、単元学習の後退が指摘されたところであるが、これが今回の改訂では「3内容の取り扱い」(2)において、次のように定められている。

「内容のA、B、Cは、相互に関連させて取り扱い、指導の効果をあげるように配慮するものとする。なお、表現力を伸ばすという観点から内容のAとCとを密接に関連させることもできる。」

「ことばに関する事項」が三領域の中で指導することとあいまって、両者を比較してみると、より一層、単元学習、総合主義の国語学習指導から分科主義の学習への軌道修正の意向がうかがえるのである。その点では、戦後華々しかった「話し言葉教育」を中心とする音声言語教育は軽視されつつあったという考え方も是認できるのである。

なお、「聞くこと、話すこと」の授業時数の、「現代国語」の標準単位数としての授業時数に対する割合は、

各学年の10分の1程度としている。

(六) 昭和五三年改訂高等学校学習指導要領

(昭和五三年八月三〇日告示 昭和五七年度から学年進行により実施)

科目構成

必修 国語Ⅰ(4)

選択 国語Ⅱ(4) 国語表現(2) 現代文(3) 古典(4)

ア 基本方針

国語科の改善の基本方針⁽¹³⁾として、「小学校、中学校及び高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、内容を基本的な事項に精選するとともに、言語の教育としての立場を一層明確にし、表現力を高めるようにする。その際、小学校及び中学校においては、国語力を養うための基礎となる言語に関する事項が系統的に指導できるようにし、高等学校においては、それが発展的に指導されるようにする。」とあり、「言語の教育」としての国語科の姿が浮かび上がってくる。

昭和四五年ころより高等学校への進学率が九〇%を超すほどになり(昭和五三年ころは九五%)、高等学校の義務教育化の時代を迎えた。「落ちこぼれ」という現象を生むような時代背景のあった時代でもある。そうした時代にあつて、「聞く、話す、読む、書く」という言語活動の経験を通して言語生活を向上発展していくという考え方に対して、「語句、文法、表記」などを正確に教えることが社会生活を送る上で大切であると考えられるようになったのである。これは今までの、「言語活動主義」から「言語能力主義」への転換を意味するものであつた。

今までの「現代国語」と古典に関する三科目の基本的な内容を整理して「国語Ⅰ」を新設し、これを低学年において全員に履修させることになったわけである。このことは今まで二〇年間にわたり続いてきた（現代国語、古典）体制を改めたわけである。小説、評論などの現代文、古文、漢文などを一科目として取り扱う総合国語の出現でもあった。これは、中学校の国語科の編成とよく似ており、高校教育の義務化に対応する教科内容ともいえるものであった。

イ 指導内容

各科目は、「1目標」「2内容」「3内容の取扱い」に分かれ、各科目ともジャンル別の学習活動についての説明はなく、厳選された指導事項のみが取り上げられることとなった。必修の「国語Ⅰ」、準必修の「国語Ⅱ」は、その「内容」において、「A表現」「B理解」〈言語事項〉の二領域一事項となり、〈言語事項〉を大きく取り上げている点は、今回の改訂の「言語教育の立場」を具体化・明確化したものといえる。

ただ、音声言語教育の面からの記述は少なく、「国語Ⅰ」においては次の二項目があるのみである。

○内容 A表現

キ 目的や場に応じて効果的に話したり朗読したりすること。

○B理解

キ 朗読を通して文章の読解、鑑賞を深めること。

また、「作文の学習には一単位程度を充てるものとした」とあるが、話すこと、聞くことの学習についての規定はない。

注目すべきことは、「総則」にみられる次の文言である。「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の中に、「学校生活全体における言語環境を整え、生徒の言語活動が適切に行われるように努めること。」とあり、

学校全体が言語環境の整備に努めなければならぬとしたことは特筆すべきことといえる。この事項は以後の改訂に引き継がれていくことになるのである。

なお、学校生活全般にわたって、「言語活動」を指導しなければならないという事項については、昭和一八年の「中学校教科教授及び修練指導要目」にすでに示されているところである。今回の改訂により、再度明記されたことになるのである。

(七) 平成元年改訂高等学校学習指導要領

(平成元年三月一五日告示 平成六年度から学年進行により実施)

科目構成

必修 国語Ⅰ(4)

選択 国語Ⅱ(4) 国語表現(2) 現代文(4) 現代語(2) 古典Ⅰ(3) 古典Ⅱ(3) 古典講読(2)

ア 基本方針

「小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を一層重視しながら、国語に対する関心を高め、国語を尊重する態度を育てるようにする観点から、音声言語と文字言語にかかわる表現及び理解の内容について、児童生徒の発達段階に応じた基礎的・基本的な事項を取り上げて構成する。その際、特に、情報化などの社会の変化に対応するため、目的や意図に応じて適切に表現する能力と相手の立場や考えを的確に理解する能力を養い、思考力や想像力及び言語感覚を育てるようにする。……」(傍線は引用者。)

教育課程審議会の答申⁽¹⁴⁾の中で、国語全体についての答申の一部である。

この答申の中で、「音声言語」の文言があるように、今回の改訂で「音声言語に関する指導」が重視される

ことになったのである。

中学校においても、「中学校学習指導要領」（平成元年三月告示）の「第三指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、次のように記述されている。

「音声言語に関する指導については、文字言語の指導と関連させるだけでなく、広く話題を求め、意図的、計画的に指導する機会を設けるようにし、その際、音声言語のための教材を開発したり活用したりするなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。」と具体的に活動内容を明らかにするとともに、高等学校での取組の方向付けを明示しているのである。

従前の学習指導要領においても、表現力の育成が取り上げられていて、作文力の育成が課題となっていた。今回の改訂においても、基本方針でも触れているように、表現力の育成は、国語教育の重要な課題として要望されている。ただ今回の改訂では、従前以上に文字言語だけでなく音声言語に関する表現力の育成が取り上げられていることに注目する必要がある。

今回特に、音声言語が重視されているが、日常の言語活動の向上を図り、社会生活に必要な言語能力を伸ばすという観点から、話すこと、聞くことの指導をどのように計画的に実施していくかが大きな課題となったのである。音声言語指導は、実際の教室では計画的に取り上げられることが少なかつただけに、「聞くこと」の学習とともに、その指導方法や評価方法についてより一層の研究がまたれたのである。

イ 指導内容

今回の改訂では、科目構成のうち必修科目は「国語Ⅰ」であるが、その内容は、「A表現」「B理解」へ言語事項への二分野一事項で構成されている点は従前と同じである。しかし、その指導事項は詳細なものとなっており、音声言語の指導面が強く打ち出されている。

A表現

ア 目的や場にに応じて話題や題材を選び、自分の考えをまとめること。↓(話題、題材及び構想に関する指導)

イ 主題や論旨が明確になるように構成を工夫して話したり書いたりすること。↓(主題、論旨及び構成に関する指導)

ウ 対象を的確に表す語句を選び、文脈に即して用いること。↓(語句の選択と使用に関する指導)

エ 事実と意見、説明と描写の区別などに注意し、筋道を立てて話したり書いたりすること。↓(話し方や作文の叙述に関する指導)

オ 目的に応じて適切な形式や文体を工夫し、話や文章をよりよく整えること。↓(話や文章の形式や文体、推敲等に関する指導)

カ 優れた表現に接してその条件を考え、自分の表現に役立てること。↓(文章研究等を行い、表現に役立てることに関する指導)

キ 目的や場にに応じて効果的に話したり朗読したりすること。↓(話し方や朗読に関する指導)
(一) 内は、引用者の注。

長く引用したが、これらの指導事項をみてもよく分かるように、各分野の活動において、音声言語教育の充実を求めているのである。

さらに、古典の分野においても、「古典I」の中で、次のような表現がある。

○音読、朗読、暗唱などを通して古典の文章に親しみ、作品の読解、鑑賞を深めること。

古典の指導においても、音声言語指導の充実を図る観点から、「暗唱」が今回の改訂において新たに加えら

れたのである。

ただ、作文の指導には一単位程度を配当するものとしているが、話すこと、聞くことについての配慮事項がない点は前回と同じである。

(八) 平成一一年改訂高等学校学習指導要領

(平成一一年三月二十九日告示 平成一五年度から学年進行により実施)

科目構成

必修 国語表現Ⅰ(2)及び国語総合(4)のうちから一科目

選択 国語表現Ⅱ(2) 現代文(4) 古典(4) 古典講読(2)

ア 基本方針

教育課程審議会の答申⁽¹⁵⁾の中で国語科の改善の基本方針については、次のように示されている。

「小学校、中学校及び高等学校を通じて、言語の教育としての立場を重視し、国語に対する関心を高め国語を尊重する態度を育てるとともに、豊かな言語感覚を養い、互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成することに重点を置いて内容の改善を図る。特に、文学的な文章の詳細な読解に偏りがちであった指導の在り方を改め、自分の考えをもち、論理的に意見を述べる能力、目的や場面などに応じて適切に表現する能力、目的に応じて的確に読み取る能力や読書に親しむ態度を育てることを重視する。

そのため、現行の「表現」及び「理解」の各領域と「言語事項」の構成を改め、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の領域と「言語事項」から内容を構成するとともに、実践的な指導を図る観点からも、説明や話し合いをすること、記録や報告をまとめることなどの言語活動例を示すようにする。その際、各

領域の指導が調和的に行われるよう、各学校段階の特質等にに応じてそれらの指導時数の目安を示すことを考慮する。」(傍線は引用者。)

傍線部で分かるように、今回の改訂では、次の三つの言語能力の育成を重視して改善されたのである。

- ① 自分の考えをもち、論理的に意見を述べる能力
- ② 自分の考えをもち、目的や場面などに応じて適切に表現する能力
- ③ 目的に応じて的確に読み取る能力や読書に親しむ態度

改善の基本方針では、これらを受けて、領域構成を改め、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の三領域とすることを提示している。したがって、この三つの中では、「話すこと・聞くこと」に関しては、①の項目が該当するものと考えられる。今回の改訂では、「自分の考えをもち、論理的に意見を述べる能力」を身に付ける指導が重要視されることになったのである。

イ 指導内容

必修科目として、二科目のうち、どちらかを選択する選択必修制(学校が必修科目を選択)が導入されたのは、古典科目の選択を除けば、今回が初めてである。ここには、教育課程運用の弾力化の姿勢をうかがうことがのできるのである。

前回改訂時の必修科目「国語Ⅰ」に当たるのは「国語総合」であるので、この科目を中心にして指導内容を考えてみることにする。

各科目とも「1目標」「2内容」「3内容の取扱い」で構成されているが、「国語総合」では、「2内容」は「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の領域に「言語事項」が加わっている。この領域構成は、昭和五三年改訂で「A表現」「B理解」「言語事項」へ言語事項の二領域一事項に改訂されて以来、今回の改訂で二〇年ぶり

に復活したことになる。これは、総合的な言語能力を伸ばすための方策の一環と考えられる。

ところで、「2内容」の「A話すこと・聞くこと」では、次の指導事項が挙げられている。

ア 様々な問題について自分の考えをもち、筋道を立てて意見を述べること。

イ 目的や場に応じて、効果的に話したり的確に聞き取ったりすること。

ウ 課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重して話し合うこと。

また、「3内容の取扱い」では、次のように示されている。

(1) 総合的な言語能力を養うため、内容のA、B、C及び〔言語事項〕について相互に密接な関連を図りながら効果的に指導するようにする。(引用者注 A話すこと・聞くこと B書くこと C読むこと)

(2) 内容のAに関する指導については、次の事項に配慮するものとする。

ア 話すこと・聞くことを主とする指導には一五単位時間程度を配当するものとし、計画的に指導を行うこと。

イ 話をよく聞き取る能力や態度を身に付けさせること。

ウ 指導に当たっては、例えば次のような言語活動を通して行うようにすること。

(ア) 話題を選んで、スピーチや説明などを行うこと。

(イ) 情報を収集し活用して、報告や発表などを行うこと。

(ウ) 課題について調べたり考えたりしたことを基にして、話し合いや討論などを行うこと。

ここで注目したいのは、3の(2)のアの項目である。この項は、話すこと・聞くことを主とする指導に配当する授業時数の目安を示したものである。このような配当時数の提示は、昭和五三年・平成元年の改訂にはなかったものである。(指導時数の変遷の資料を参照のこと。)

「話すこと・聞くこと」の指導時数の変遷（学習指導要領）

告示	科目（必修）	標準単位数	内 容
昭30	国語（甲）	9、10	話し方・作文の時間数の割合 $\frac{2}{10}$ ないし $\frac{3}{10}$ （話し方固有の時間数は示さず）
昭35	現代国語	7	聞くこと、話すことを主とする学習には、各学年とも年間授業時数の $\frac{1}{10}$ 程度を充てる ことが望ましい。
昭45	現代国語	7	聞くこと、話すことについては、各学年10分の1程度とすること。（標準単位数としての 授業時数に対する割合）
昭53	国語Ⅰ	4	数字は示していない。
平元	国語Ⅰ	4	数字は示していない。
平11	国語総合	4	話すこと・聞くことを主とする指導には15単位時間程度を配当するものとし、計画的に 指導を行うこと。
	国語表現Ⅰ	2	数字は示していない。 話すこと・聞くこと及び書くことの指導は、相互の関連を図りながら効果的に行うよう にし、授業時数は一方に偏らないようにする。

前回の改訂において、音声言語教育の充実が強調されたが、ともすればなおざりにされがちで、現実には読解指導に埋没する傾向が強かったことに対する反省といってもよい。今後は、実際の授業の中で時間数がきちんと確保されているか見守る必要がある。時間数確保のためには、単元を設定してある時期にまとめて行う方法や短時間ずつ継続して行う方法などいろいろの方法が考えられる。いずれにしても、生徒の実態をよく把握

して、指導計画を綿密に立てることが大切になってくると思われる。そして、指導者の共通認識、共通実践がその成否を握っているといっても過言ではない。

次に、3-2-Uの(ア)、(イ)、(ウ)の言語活動例は、いずれも「社会人として必要とされる言語能力の育成」を進めていくうえで、重要視されなければならない事項である。なかでも、(ウ)は話し合いや討論などを行うことに関する言語活動例であるが、「課題について調べたり考えたりしたことを基にして、」とあるように、課題探究的な言語活動を前提としているものである。『高等学校学習指導要領解説 国語編』(文部省)⁽¹⁶⁾では、次のように解説している。

「探究すべき課題は、指導者の与えたものでもよいし、適切な指導の下に生徒自身が設定したのもよい。(中略) この言語活動例は、このような学習を基にして、話し合いや討論という、多くの生徒が参加する場で、話したり聞いたりする学習を行うものである。一方的に自分の意見や考え方を述べるのではなく、相手の立場や考えをできるだけ尊重して、様々な意見を聞き合うことにより、より建設的な課題探究が行われるよう配慮する必要がある。」

次の言語活動例の資料で分かるように、その活動を具体的・意図的に例示したものは少なかったのである。それだけに今後の実践に当たっては、生徒の実態をよく把握し、指導のねらい、指導内容、指導方法、評価の在り方等について、綿密な指導計画を作成し、計画的・意図的に取り組む必要があると思われる。

「話すこと・聞くこと」の分野における言語活動の例

告示	科目	言語活動の例
昭30	国語(甲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聞くことの学習では、講義・講演・討論・会議、ラジオなどに関する学習を行い、話すことの学習では、発表・報告・討論・会議・対話・会話、放送などについての学習を行う。
昭35	現代国語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議、討論などに参加する。また、司会などをする。 ○ 経験したこと、読書したこと、観察したことなどを報告したり、聞いたりする。 ○ 主張、説明、論証などをしたり、聞いたりする。
昭45	現代国語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 討議に参加し、また、司会をする。 ○ 報告、説明をしたり、聞いたりする。 ○ 意見・感想を述べたり、聞いたりする。
昭53	国語I	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目的や場に応じて効果的に話したり朗読したりすること。
平元	国語I	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目的や場に応じて効果的に話したり朗読したりすること。 ○ 話し方や話し合いの学習を充実させるようにすること。 ○ 情報を収集し、活用する能力を身に付けさせること。
平11	国語総合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目的や場に応じて、効果的に話したり朗読したりすること。 ○ 話題を選んで、スピーチや説明などを行うこと。 ○ 情報を収集し活用して、報告や発表などを行うこと。 ○ 課題について調べたり考えたりしたことを基にして、話し合いや討論などを行うこと。

おわりに

明治三〇年代から平成一五年までの音声言語教育のあらましを教育課程の変遷の上からまとめしてみたものである。

教育課程の改訂ごとに、その時代のものの考え方等により、種々の変遷をみせてきた実態の一端をうかがうことができる。

おおまかな言い方をすれば、音声言語教育は他の分野に比して低調なまま推移し、今日に至ったといえる。それは教師自身の意識の低さや社会での認識の薄さなど種々の要因はあろうが、今後軽視して通れない分野だけに、国語教育の実践者としての開拓的な実践や創造的な工夫等が要求されてくるであろう。

実践に当たって、私どもの留意すべき事項を若干挙げてみることにする。

- (1) 情報化や国際化が著しく進展するなかで、私どもは社会の進展に対応する柔軟な態度を養っていかねばならないこと。
- (2) 音声言語の能力の育成は、今後の社会において、自己の生き方の拡充と確立に関与していることを生徒にも認識させる必要があること。
- (3) 生徒一人一人の能力を見極める際の重要な要素になるということを知ることが大切である。新しい学力観を持つということが緊急の課題であるということ。
- (4) 従来の理解型の教育指導から、学習者の自己意識の向上を図るといった教育指導へと転換を図ることが大切であること。

(5) 「聞くこと、話すこと」の能力や態度の育成は意識的、計画的な指導のもとで充実したものになるということ。

(6) 音声言語の指導は、国語科の授業の中だけで実施されるものではなく、学校全体の教育実践の中で取り組まなければならないこと。

ステップバイステップの精神で進むよりほかに方法はあるまい。大学入試等の問題もあり、安易な道ではないが、新しい観点から見直す時期になっていることだけは確かである。

参考文献

学習指導要領、要目等は次の書物及び文部省告示・発表のものを参考にした。

『国語教育史資料 第五卷』東京法令 平九

『近代日本教育制度史料第三卷』講談社 昭五一

文中に引用した部分は、次の書物によっている。

- (1) 『国語教育史資料 第一卷』東京法令 平九 一五頁
- (2) 『愛媛県立松山南高等学校九〇年のあゆみ』一九八一 一五五頁
- (3) 『近代国語教育論大系10 昭和期1』光村図書 昭六二 七九頁
- (4) 『同右』一一頁
- (5) 『国語教育史資料 第五卷』東京法令 平九 一四〇頁
- (6) 『近代国語教育論大系 別巻1』光村図書 昭六二 一〇六頁
- (7) 『同右』二〇七頁
- (8) 『国語教育史資料 第二卷』東京法令 平九 四九一頁
- (9) 『国語教育史資料 第一卷』東京法令 平九 二八四頁
- (10) 『国語教育史資料 第一卷』東京法令 平九 三七九頁
- (11) 文部省『高等学校学習指導要領解説 国語編』好学社 昭三六 一頁

- (12) 文部省『高等学校学習指導要領解説 国語編』東京書籍 昭四七 四頁
- (13) 文部省『高等学校学習指導要領解説 国語編』ぎょうせい 昭五四 二頁
- (14) 文部省『高等学校学習指導要領解説 国語編』教育出版 平元 三頁
- (15) 文部省『高等学校学習指導要領解説 国語編』東洋館出版 平一一 四頁
- (16) 『同右』六四頁

次の書物に、多くの教えを受けた。

- 早稲田大学教育総合研究室『国語教育史に学ぶ』学文社 一九九七
- 増田信一『音声言語教育実践史研究』学芸図書 一九九四